

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施します。

令和 8 年 5 月 12 日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

## 1 審査の種別及び級の区分

- (1) 空港保安警備業務に係る 1 級及び 2 級の検定合格者審査
- (2) 施設警備業務に係る 1 級及び 2 級の検定合格者審査
- (3) 交通誘導警備業務に係る 1 級及び 2 級の検定合格者審査
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級及び 2 級の検定合格者審査
- (5) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級及び 2 級の検定合格者審査

## 2 審査の実施日時及び場所

### (1) 日時

令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）午後 1 時から午後 5 時まで

### (2) 場所

佐賀市松原一丁目 1 番 16 号

佐賀県警察本部 4 階会議室

## 3 審査の科目

### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 4 審査対象者

警備業法の一部を改正する法律による改正前の警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 11 条の 2 の規定による検定（以下「旧検定」という。）に合格した者で、佐賀県公安委員会から旧検定の合格証の交付を受けたもの又は佐賀県内に住所地若しくはその者が属する営業所が所在するものであること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 旧検定に合格した者であって、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）

#### 5 審査申請手続

- (1) 審査申請書の受付期間

令和 8 年 5 月 18 日（月曜日）から同月 22 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで

- (2) 申請書類の提出先

佐賀県内いずれかの警察署の生活安全課へ持参し、又は e-Gov 電子申請により申請してください。

- (3) 申請書類

ア 審査申請書 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦

3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1 枚

ウ 旧検定の合格証の写し 1 通

エ 佐賀県以外の公安委員会が交付した旧検定の合格証を有する者は、住所地が佐賀県内であること又は佐賀県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

オ 代理人が審査申請書を提出する場合にあっては、申請者本人の記名がある委任状 1 通

## 6 審査の手数料及び納付方法

### (1) 審査の手数料

4,700 円

### (2) 納付方法

審査手数料は、審査申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。ただし、e-Gov 電子申請により審査申請書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、5の(2)の提出場所において納付してください。

なお、納付された審査手数料は返還しません。

## 7 その他

審査に際しては、筆記用具、実技試験時に使用する運動靴及び旧検定の合格証を持参してください。

## 8 問合せ先

最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務管理室（電話番号0952-24-1111内線3033）